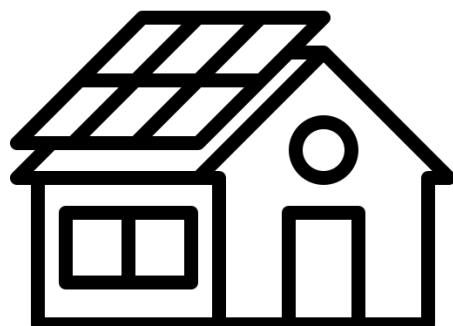


武藏野市効率的なエネルギー活用推進助成制度のご案内

**市域の総エネルギー使用量の削減と効率的な活用をめざし、
住宅用の省エネ・創エネ設備に対する設置・改修費用の一部を助成します**

【助成対象設備】

- ・太陽光発電システム
- ・燃料電池コージェネレーションシステム
- ・既設窓の断熱改修



目次

| | |
|--|----|
| 1. 助成対象設備の要件 | 3 |
| 2. 助成対象者の要件 | 4 |
| 3. 助成金額 | 5 |
| 4. 申請の手続きと流れ | 6 |
| 5. 申請受付期間と申請方法 | 7 |
| 6. 申請に必要な提出書類 | 7 |
| 7. その他、注意事項 | 9 |
| 8. 申請に必要な書類の一覧 | 10 |
| 9. 武藏野市効率的なエネルギー活用推進助成制度 よくあるお問い合わせ（Q&A） | 11 |

1. 助成対象設備の要件

助成対象設備の要件は以下のとおりです。

① 太陽光発電システム

- ・ 「一般財団法人電気安全環境研究所」が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの、またはこれに準じた性能を持つもの。または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもの。<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>
- ・ 電力会社との系統連系が行われ、太陽光発電による電力を自家用として消費し、余剰電力を売電しているもの。



② 燃料電池コーチェネレーションシステム（エネファーム）

- ・ 「一般社団法人燃料電池普及促進協会」の機器登録制度において登録されているもの。http://fca-enefarm.org/registration_list.html



③ 既設窓の断熱改修

- ・ 環境省の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」執行団体：公益財団法人北海道環境財団において補助対象製品に登録されているもの。または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもの。

(<http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/hojoseihin.html?0510>)



- ・ 既築住宅への改修であること。（新築住宅は助成の対象外です。）

・ 次のいずれかの方法で改修したもの。

- 内窓として設置
- 既存の窓枠ごと（サッシとガラスごと）の交換
- 既存の窓のガラスのみの交換

- ・ **1 居室単位で室内すべての窓を断熱改修すること。（建物の全部屋ではありません。）**

- ・ **居室へ設置すること。（非居室部は助成の対象外です。）**

- 居室の例：リビング、ダイニング、寝室、書斎 等
- 非居室の例：トイレ、浴室、廊下、玄関、納屋 等

2. 助成対象者の要件

申請が可能な区分は次のとおりです。

| 助成対象者 | 申請可能な助成対象設備 |
|--------|---|
| 市民（個人） | <ul style="list-style-type: none">太陽光発電システム燃料電池コーポレーションシステム（エネファーム）既設窓の断熱改修 |
| 管理組合等 | <ul style="list-style-type: none">既設窓の断熱改修（申請前に市に事前相談してください。） |

助成対象者の要件は次のとおりです。

| 助成対象者 | 要件 |
|--------|---|
| 市民（個人） | <ul style="list-style-type: none">住民基本台帳法の規定により、武蔵野市の住民基本台帳に記載されていること。貸住宅または使用貸借住宅の場合は、その所有者から助成対象設備の設置・改修について同意を得ていること。共有住宅の場合は助成対象設備の設置・改修について共有者全員の同意を得ていること。区分所有住宅に居住し、共用部の設置・改修を行う場合は、理事長や管理組合の同意を得ていること。 |
| 管理組合等 | <p>次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア)高断熱窓の導入が管理組合等の総会等で決議されていること。</p> <p>(イ)市が当該集合住宅に居住する者の住民基本台帳を閲覧する事に関して、居住者から同意を得ていること。</p> <p>(ウ)当該集合住宅の区分所有者が居住している住宅部分のみを対象とし、賃貸及び空き家を対象としていないこと。</p> <p>(エ)過去にこの要綱による市の助成を受けている世帯は申請に含まれないこと。</p> |
| 共通 | <ul style="list-style-type: none">自家用として設置していること。延べ床面積の 1/2 を超える面積が居住するための住宅である場合は、店舗等併用住宅も対象。同じ助成対象設備について武蔵野市の「環境改善整備資金融資あっせん制度」を利用してないこと建築基準法その他関連法令を遵守して設置・改修すること。 |

3. 助成金額

| 助成対象設備 (※1) | 助成対象経費 (※2) | 助成対象者 | 助成金額 (※3、4) |
|------------------------------|------------------------|--------|--|
| 太陽光発電 システム | 助成対象機器の購入費用(工事費用は含まない) | 市民（個人） | 次のうちいずれか低い額 ・15万円 ・3万円×最大出力kW(上限5kW)（小数点以下第2位までが算定対象） ・機器の購入費用の1/2相当額 |
| 燃料電池コーポレーションシステム (エネファーム) | 助成対象機器の購入費用(工事費用は含まない) | 市民（個人） | 次のうちいずれか低い額 ・6万円 ・機器の購入費用の1/2相当額 |
| 既設窓の 断熱改修 | 助成対象設備の本体・部材の購入費用と設置費用 | 市民（個人） | 次のうちいずれか低い額 ・10万円 ・（設備の購入費用+設置費用）の1/5相当額 |
| | | 管理組合等 | 次のうちいずれか低い額 ・300万円 ・10万円×戸数（上限30戸） ・（設備の購入費用+設置費用）の総額の1/5相当額 |

※1 「設置後6ヶ月を経過した設備」、「中古品の設備」及び「転売を目的とする設備」の設置は助成の対象なりません。

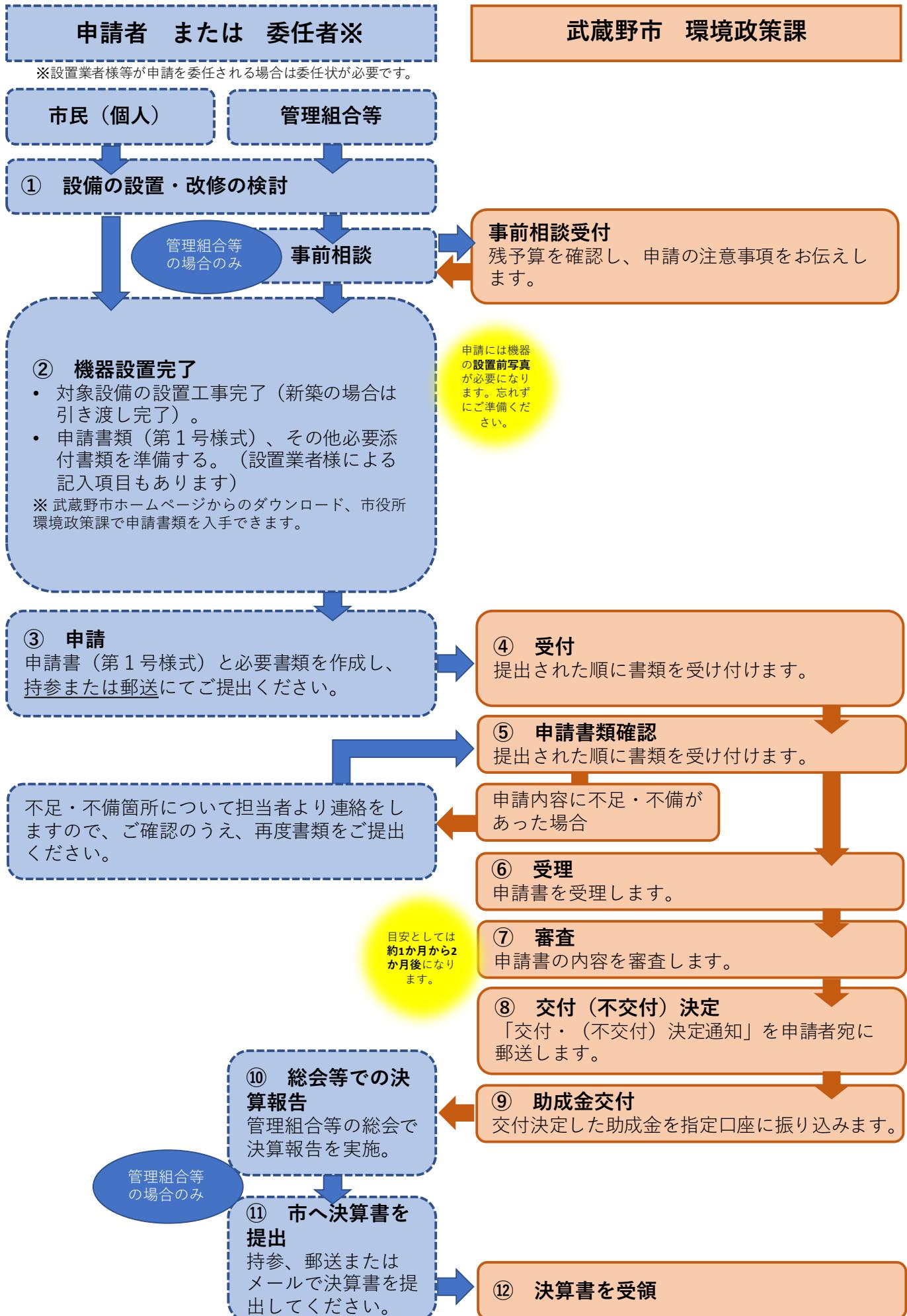
※2 助成対象経費には消費税を含みません。

※3 助成金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

※4 本助成制度は、国や東京都等の他の団体が実施している助成制度とあわせて利用することができます。ただし、本市の助成額の算出において、東京都等の他の団体の助成額と本市の助成額の合計額が助成対象経費を上回ることはできません。[他の団体の助成額と本市の助成額の合計 ≤ 助成対象経費]とします。なお、国や東京都等の助成制度と本市制度の助成対象経費の範囲は一致しません。



4. 申請の手続きと流れ



5. 申請受付期間と申請方法

- 助成対象設備を設置・改修した後に申請をしてください。
- 申請は助成対象設備の設置・改修工事が完了した日から6か月以内に行ってください。**
6か月以内であれば、前年度の工事完了分でも申請が可能です。
- 工事が完了した日とは当該工事の領収書の日付とします。（太陽光発電システムの場合は、領収書の日付または「接続契約のご案内」に記載の『需給開始希望日』のうちいずれか遅い日付とします。）
- 次の①か②のいずれかの方法で書類を提出してください。
 - 武藏野市役所 環境政策課（西棟2階）の窓口での提出
 - 郵送による提出
- 申請者本人以外の方からの申請書の代理提出（代理申請）も可能ですが、代理申請を行う場合には必ず委任状を添付してください。
- 申請は1世帯（管理組合等が申請を行う場合は1管理組合等）につき、助成対象設備それぞれ1回に限り行うことができます。
- 管理組合等が申請を行う場合は、助成対象設備の導入が理事会または総会の議案となった段階で、市に事前相談をしてください。**

6. 申請に必要な提出書類

【全助成対象設備 共通で必要な書類】

- ① 武藏野市効率的なエネルギー活用推進助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 本人を確認するための書類の写し（顔写真付きの本人確認書類1点、または顔写真なしの本人確認書類2点）
 - ※ 氏名、現住所を確認できる有効期限内のもの
 - ※ 個人番号（マイナンバー）カードの場合は、個人番号の記載がある面は提出しないでください。
- 顔写真付きの本人確認書類の例（1点を提出）
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カードの表面、パスポート（2020年2月4日以降に発行された住所記載のないものは不可）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、その他国・地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書 等
- 顔写真なしの本人確認書類の例（2点を提出）
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、個人番号通知カード（個人番号は黒塗りにしてください。）、住民票 等
- ③ 助成対象設備の出荷証明書または保証書等の写し
- ④ 助成対象設備の領収書の写し ※領収書の宛名が申請者であること。

- ⑤ 助成対象設備の内訳書の写し（設備ごとの費用明細が確認できるもの）
- ⑥ 助成対象設備を設置する前の状態を確認できる写真
- ⑦ 助成対象設備を設置した後の状態を確認できる写真

【太陽光発電システムで必要な書類】

- ⑧ 「接続契約のご案内」の写し

【既設窓の断熱改修で必要な書類】

<共通>

- ⑨ 助成対象設備の性能が確認できるもの（製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書等）

<市民（個人）のみ>

- ⑩ 平面図（設備の設置箇所が分かるもの）

<管理組合等のみ>

- ⑪ 各住戸の所有者のリスト（所定の書式。賃貸・空き家となっている住宅について、リストに記載するよう努めること）
- ⑫ 住戸タイプ別の平面図（部屋番号と、賃貸・空き家となっている住宅について、図面に記載するよう努めること）
- ⑬ 管理規約の写し（表紙、共用部分の定義、物件名、所在地、物件概要が分かる部分）
- ⑭ 助成対象設備の設置及び助成金の交付申請について、総会等で決議されたことが分かる議事録等の写し
- ⑮ 管理組合等の現在の理事長が選任されたときの議事録等の写し
- ⑯ 助成金交付後の決算書等の写し（助成金に係る収支が分かるもの。助成金交付後にご提出ください。）

【その他】

- ⑰ 委任状（申請者本人以外の代理申請の場合）
- ⑱ 同意書（賃貸借または使用貸借住宅、区分所有住宅の専用部分、共有建築物等で、設備設置について申請者以外の同意が必要な場合）

※管理組合等の申請の場合で、情報収集が困難でどうしても用意できない書類がある場合はご相談ください。

7. その他、注意事項

- 年度の途中で制度の内容等が変更になる可能性がありますので、申請前に必ず市のホームページ等をご確認ください。
- 助成に際し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- 工事が完了した日から次に掲げる処分制限期間が経過するまでは、正当な理由なく当該助成対象設備の廃止、譲渡、その他の処分をすることはできません。

| 助成対象設備 | 処分制限期間 |
|-----------------------------|--------|
| 太陽光発電システム | 17年 |
| 家庭用コーポレーションシステム (エネファーム) | 6年 |
| 高断熱窓 | 10年 |

- 交付条件に違反した場合には、交付決定を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。
- 交付（不交付）決定通知の再発行はできません。東京都等他の団体が実施している助成金の申請に必要になる場合がありますので大切に保管してください。
- その他、よくお問い合わせいただくご質問を最終ページに Q & A としてまとめておりで、合わせてご確認ください。

8. 申請に必要な書類の一覧

| 提出書類 | 助成対象設備 | | | | | 備考 |
|--|-----------|------|--------------------------|--------------------|--|----|
| | 太陽光発電システム | 燃料電池 | 既設窓の断熱改修 (市民 (個人)) | 既設窓の断熱改修 (管理組合) | | |
| ① 交付申請（請求）書（第1号様式） | ○ | ○ | ○ | ○ | 複数の機器を申請する場合も一式にまとめてご記入いただけます。 | |
| ② 本人を確認するための書類 顔写真付き1点または顔写真なし2点 | ○ | ○ | ○ | ○ | 本人確認書類の例は7ページを参照 | |
| ③ 助成対象機器の出荷証明書または保証書等の写し | ○ | ○ | ○ | ○ | メーカー名、製品名、型番が確認できるもの | |
| ④ 助成対象機器の領収書の写し | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ⑤ 助成対象機器の見積書や契約書等の費用明細の写し | ○ | ○ | ○ | ○ | 助成対象機器それぞれの費用内訳が確認できるもの | |
| ⑥ 助成対象機器の設置前の状態を確認できる写真 | ○ | ○ | ○ | ○ | 太陽光発電システムに関しては、モジュール設置前の屋根の写真 | |
| ⑦ 助成対象機器の設置後の状態を確認できる写真 | ○ | ○ | ○ | ○ | 太陽光発電システムに関しては、モジュールの設置状況が確認できる写真 | |
| ⑧ 「接続契約のご案内」の写し | ○ | - | - | - | | |
| ⑨ 対象設備の性能が確認できるもの | - | - | ○ | ○ | ・製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書等 ・対象設備の熱還流率等の性能が確認できるもの | |
| ⑩ 平面図 | - | - | ○ | - | ・少なくとも1居室単位で室内すべての窓を改修したことが分かる図面 ・改修した窓の場所を矢印やラインマーク等で明確に示すこと | |
| ⑪ 各住戸の所有者のリスト | - | - | - | ○ | ・所定の書式でご提出ください ・賃貸・空き家となっている住宅について、リストに記載するよう努めること | |
| ⑫ 住戸タイプ別の平面図 | - | - | - | ○ | ・少なくとも1居室単位で室内すべての窓を改修したことが分かる図面 ・改修した窓の場所を矢印やラインマーク等で明確に示すこと ・部屋番号を示すこと ・賃貸・空き家となっている住宅について、図面に記載するよう努めること | |
| ⑬ 管理規約の写し | - | - | - | ○ | 表紙、共用部分の定義、物件名、所在地、物件概要が分かる部分 | |
| ⑭ 助成対象設備の設置及び助成金の交付申請について、総会等で決議されたことが分かる議事録等の写し | - | - | - | ○ | | |
| ⑮ 管理組合等の現在の理事長が選任されたときの議事録等の写し | - | - | - | ○ | | |
| ⑯ 助成金交付後の決算書等の写し（助成金に係る収支が分かるもの） | - | - | - | ○ | ・助成金に係る収支が分かるもの ・助成金交付後にご提出ください。 | |
| ⑰ 委任状 | △ | △ | △ | △ | 助成申請者本人以外の代理申請の場合に必要です。 | |
| ⑱ 同意書 | △ | △ | △ | △ | 賃貸借または使用賃借住宅、区分所有住宅の専用部分、共有建築物等で設備設置について申請者以外の同意が必要な場合に必要です。 | |

※管理組合等の申請の場合で、情報収集が困難でどうしても用意できない書類がある場合はご相談ください。

9. 武藏野市効率的なエネルギー活用推進助成制度 よくあるお問い合わせ（Q&A）

| No | お問い合わせ | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 賃貸借又は使用貸借住宅に設置した場合は助成対象となりますか？ | 対象となります。ただし、賃借人の負担で設置・改修しており、かつ住宅の所有者の承諾をとって頂くことが条件となります。 |
| 2 | 集合住宅の専有部分に設置した場合は助成対象となりますか？ | 対象となります。ただし、助成対象設備の設置・改修について、管理者又は管理組合法人等の承諾をとって頂く必要があります。 |
| 3 | 共有の住宅に設置した場合は助成対象となりますか？ | 対象となります。ただし、助成対象設備の設置・改修について、共有者全員の承諾をとって頂く必要があります。 |
| 4 | 中古で譲り受けた機器を自宅に設置しました。助成の対象になりますか？ | 助成の対象とはなりません。申請できる機器は「未使用のもの」に限ります。 |
| 5 | 助成対象経費に設置費用等は含まれますか？ | 「既設窓の断熱改修」については、助成対象設備の本体・部材の購入費用と設置費用の合計額を助成します。その他の助成メニューは機器購入費用のみが助成対象ですので、設置費用は含まれません。 |
| 6 | 申請のタイミングはいつですか？ | 機器の設置完了時の一回のみとなります。 |
| 7 | 提出書類に「設置前の状態と設置後の状態を確認できる写真」とありますが、具体的にどのような写真が必要ですか？ | <p>【住宅用太陽光発電システム】</p> <p><設置前> モジュールを設置する前の屋根の状態が確認できる写真。</p> <p><設置後> モジュールの設置状況を確認できる写真。パワーコンディショナの写真は必要ありません。</p> <p>【家庭用燃料電池コージェネレーションシステム】</p> <p><設置前> コージェネレーションシステムを設置する前の場所の状態が確認できる写真。</p> <p><設置後> コージェネレーションシステムの設置状況を確認できる写真。</p> <p>【既設窓の断熱改修】</p> <p><設置前> 断熱改修する前の場所の状態が確認できる写真。</p> <p><設置後> 断熱改修後の設置状況を確認できる写真。</p> |
| 8 | 初期費用0円・月々定額制の太陽光発電システムを導入しました。助成対象になりますか？ | 助成の対象とはなりません。太陽光発電システムの助成対象経費は設備の購入費用です。 |